

○財務省告示第四百五号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
十二年十一月二十二日に発行した政府短期証券  
の発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 野田 佳彦

平成二十二年十二月八日

一 名称及び記号 国庫短期証券（第百五十二回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
九

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第I非



十六	十五	十四	十三		十二							十一	十
払	者	入	場	元	償							イ	十
込		札	所	金	還							一	発
期		参	加	支	金							発	行
日				払	額							行	行
												格	日
												争	
												格	

平成二十二年十一月二十二日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額金百円につき百円	償還金を支払う。	当るときは、その翌営業日に	ただし、償還期が銀行休業日に	平成二十三年二月二十八日					十六銭八厘七毛	額金百円につき九十九円九	の応募価格	十六銭八厘五毛以上のそれぞれ	額金百円につき九十九円九	平成二十二年十一月二十二日	する。	額の整数倍の金額によるものと	の記載又は記録は、最低額面金の
---------------	---------------	------	-----------	----------	---------------	----------------	--------------	--	--	--	--	---------	--------------	-------	----------------	--------------	---------------	-----	----------------	-----------------